

- 1 日時 平成17年6月15日（水）午後6時から午後8時まで
- 2 場所 県庁本庁舎1階多目的ホール
- 3 出席者 伊藤委員（部会長）、萩原委員（副部会長）、天野委員、大野委員、菊池委員、古明地委員、小山委員、魚住委員、佐藤委員、田中委員、辻委員、西分委員、藤ヶ崎委員、丸山委員、山田委員
- 4 内容
  - （1）開会
  - （2）挨拶
  - （3）委員紹介
  - （4）千葉県食品安全条例（仮称）検討作業部会設置の経緯等について
  - （5）議事
    - 部会長及び副部会長の選任について
    - 千葉県食品安全条例（仮称）の策定について
    - 今後の進め方について
  - （6）閉会

## 会議要旨

### 会議の公開

（事務局）

- ・ 千葉県情報公開条例第27条の3の規定により、当会議と会議録は公開。会議録は、事前に、委員の皆様に内容の御確認をお願いすることとなります。

### 亀井理事あいさつ

- ・ 国で、食品安全基本法が制定され、食品に関する新しい取組が始まり、今年で、まる2年が経過しました。
- ・ 食品安全基本法では、行政のみならず、農産物の生産者や食品の製造業者、消費者、行政などの責務や役割を認識し、お互いに理解しながら実行していくことが求められています。
- ・ 千葉県では、食品関係業者や消費者、行政で構成する「千葉県食品安全協議会」で活発な情報や意見交換を行い、県庁内の関係部局で構成する「千葉県食の安全・安心対策会議」を通じ、安全・安心確保の対策の推進に努めてきました。
- ・ 昨年9月以降、（仮称）食品安全条例の制定を求める声が寄せられ、検討の結果、県として食品の安全に関する条例を制定することとしました。
- ・ 行政が重要案件を決定する際、積極的に県民の方の意見を取り入れるため、白紙の状態から議論に参加していただく「健康福祉千葉方式」を取り入れ、消費者や生産者、製造者など、県民の方々の参加をいただき、検討を行いたいと考えています。
- ・ 千葉県食品安全協議会に「千葉県食品安全条例（仮称）検討作業部会」を設置して検討を行うこととし、15名の皆さんに委員としてご就任をいただき、本日、この部会を開催す

る運びとなりました。また、去る5月28日に、鎌ヶ谷市内で「食の安全・安心を考えるタウンミーティング」が開催されました。

- ・ このタウンミーティングの開催にあたっては、消費者団体、農業経営者の団体、東葛地区の食品製造業者4社からなる実行委員会が中心となり、千葉県も協力させていただきました。当日は、生産者、製造業者、消費者の立場から、それぞれの取組が紹介され、その後、参加者から活発な意見発表がありました。
- ・ この作業部会での検討結果については、今年の9月頃を目途に、千葉県食品安全協議会に報告書として提出願えればと考えています。

## 委員紹介、事務局紹介

### 作業部会の設置に関する経緯について説明

(事務局)

- ・ 県民の視点に立ち、健康の保護を最優先とし、行政の責務、生産から消費に至る食品関連事業者の責務及び消費者の役割を明確にするとともに、必要な取組みを総合的かつ計画的に推進するため、千葉県食品安全条例(仮称)を策定することとしている。
- ・ 白紙の段階からタウンミーティング等により、消費者や食品関連事業者等の声を聞くことから始める。
- ・ 千葉県食品安全協議会に、「千葉県食品安全条例(仮称)検討作業部会」を設置し、条例策定の検討を行う。
- ・ 委員は15名、任期は平成18年3月31日まで
- ・ 委員は、千葉県食品安全協議会の構成団体からの推薦委員とHPでの公募委員、学識経験者で構成。

### 部会長及び副部会長の選任

事務局一任との声あり。

(事務局)

- ・ 部会長には、NPO法人食品保健科学情報交流協議会専務理事の伊藤委員にお願いしたいと考えております。
- ・ 伊藤委員は、厚生省(現、厚生労働省)に奉職され、食品衛生関係の要職を歴任され、長年に渡り、食品衛生行政に携われてまいりました。
- ・ 厚生省を退官された後も、食品衛生関係の職に勤められ、現在は、NPO法人食品保健科学情報交流協議会専務理事として様々な場におけるリスクコミュニケーションを提唱し、食品の安全性などについて、消費者・企業・行政等、広く講演活動等をしておられます。
- ・ 副部会長には、株式会社千葉日报社政治部長の萩原委員にお願いしたいと考えております。
- ・ 萩原委員は、千葉日报社に勤務され、長年に渡り記者として、様々な場における取材を通じ、情報提供における経験は豊富なものと考えております。

と提案があり、委員の総意により部会長及び副部会長が選任される。

### 伊藤部会長あいさつ

- ・ 今経緯の時に御説明のありました15人の方々、皆様それぞれの分野で御活躍の方がいらっしゃる訳ですが、その中で事務局から過大な紹介をいただき、皆様方の御了解を得て、務めさせていただくことになりました。
- ・ 確かに厚生労働省におりましたし、その後も主として食品の安全確保のためのリスクコミュニケーションをNPO法人食品保健科学情報交流協議会、食科協とっていますが、そこで消費者と事業者や消費者と学者の方々のような関係者の間で食の安全安心確保に関するNPO活動を始めつつあるところです。
- ・ 多分自分が一番年長者だということが結構大きな要素かなと思いますが、大変な役割だなと思います。副部会長の萩原委員や委員の皆様方と一緒に、精一杯やらせていただきたいと思いますので御協力をお願いいたします。

### 千葉県食品安全条例（仮称）の策定について

（事務局）

食の安全・安心をめぐる状況について説明（資料2）

食品安全基本法について説明（資料2）

他都道県における条例の制定状況について説明（資料3）

1都1道7県で制定している。

理念条例だが、一部規制が含まれている都県もある。

基本指針（案）の検討および内容の概要について説明（資料4）

平成16年度「千葉県食の安全・安心対策会議」における専門部会（基本指針検討部会）において検討した基本指針（案）の概要

東葛地区タウンミーティングでの意見等について説明（資料5）

食の安全・安心を考える東葛地区タウンミーティング 実行委員会からの報告書

### 説明に関する質疑応答

（魚住委員）

- ・ 一部規制とは、具体的にどんな制限がされているのか。

（事務局）

- ・ 大分県については、ふぐ処理師等の衛生確保の規制があります。
- ・ 千葉県は、別の条例でふぐの取り扱いに関する条例があります。
- ・ 熊本県は、生産活動の場所等の立ち入り検査の実施等の規制と聞いています。
- ・ 同じく東京都については、自主回収報告制度が規制の内容と聞いています。

(西分委員)

- ・ 北海道についても、遺伝子組換えについての規制があると思いますが

(事務局)

- ・ 北海道は、食の安全・安心条例とは別に、遺伝子組換えの作物についての規制をする条例があります。

(西分委員)

- ・ 今回の条例(北海道食の安全・安心条例)の中には、(遺伝子組み換えについての規制は)入っていないのですね。

(事務局)

- ・ 北海道食の安全・安心条例では、規制していません。

(萩原委員)

- ・ 食品安全基本法には、都道府県に条例を定めるよう規定されているのか。
- ・ 千葉県は条例の方向性をどのように考えているのか。条例と基本指針の関連性はなにか。

(事務局)

- ・ 食品安全基本法は、理念法である。都道府県の条例制定については、特に定めはない。
- ・ 食の安全安心確保の理念として、特に関係者の責務、役割、リスク分析の手法を導入している。
- ・ 本県の方向性は、基本的には基本法の理念を踏まえ、千葉県はどうあるべきか、具体的にどうするべきか、基本法の理念を受け、例えば報告制度等の規制的内容の入った制度も皆さんで検討願いたい。
- ・ 基本指針についての考え方は、大きく3本の柱があります。「安全で安心な食品」の生産と供給の促進、生産から消費までの総合的な食品の監視・指導・検査体制の整備と消費者の安心・信頼の確保と関係者の相互理解を方向性として示してあります。条例を検討するにあたり、千葉県としてどのように食の安全安心を確保するのかという基本指針は、条例と関係すると想定しています。

(伊藤部会長)

- ・ この基本指針は、案の段階ですか。

(事務局)

- ・ そうです。

(魚住委員)

- ・ この検討部会は千葉県食品安全協議会の下部組織として位置付けられると思うが、協議会

で条例の方向性について何か検討しているか。

(伊藤部会長)

- ・ 私は、実は協議会の委員でもあり、協議会の方でも意見はあるかもしれないが、方向性の  
ようなものは検討していません。

**概略説明を踏まえ各委員から「私のイメージする千葉県食品安全条例」についての意見発表**

(伊藤部会長)

- ・ 今の事務局の説明に対して他に何かご質問はありますか？
- ・ 特にありませんか？では、今の概略を踏まえてフリートキングのような形で「私のイメ  
ージする千葉県食品安全条例」について皆様方から一言づついただけたらと思います。
- ・ 国全体の食品安全安心行政の一番の基本は、食品安全基本法ですが、それ以外に厚生省の  
食品衛生法とか、農林水産省の JAS 法とか、公正取引委員会の景表法とかありますが、食  
品衛生法では、食品安全委員会での科学的評価を受けて、実務的な規制をしていくとい  
うような大きな改正も行われています。
- ・ それぞれの考え方がたくさんあると思いますが、リスクコミュニケーションが大事だと思  
います。食品安全基本法でも食品衛生法でも、国民の方々、消費者の方々、営業者、生産  
者、学者の方々もリスクコミュニケーションを進めていかなければならない。
- ・ 一番典型的な例は BSE で、食品安全委員会としては、検査対象を 21ヶ月齢以上の牛に変  
更してもヒトに対する食品健康影響は、あったとしても非常に低いレベルに増加にとどま  
るとの答申を出しましたが、国民の皆さんは納得しない。科学的にはそうかもしれないが、  
なかなか理解できないところがある。現実には、検査のための補助金を 3年続けるとの事  
ですので、今の状態が続くと思います。それも私の意見からするとまだリスクコミュニケ  
ーションがたりない、もっとリスクコミュニケーションをすると科学的評価も理解されるか  
もしれないという個人的意見をもっています。
- ・ 千葉県では食品の規制に関しての条例はないのですか。

(事務局)

- ・ 規制に関しての条例としては、ふぐの取扱いに関する条例、魚介類行商販売営業取締条例、  
食品衛生法施行条例（管理運営基準、施設基準）の 3点です。

(山田委員)

- ・ 食べるものに関しては安全安心で、家族にも安全安心なものを食べさせたいという思いが  
あり、食べるものにはとてもこだわっています。とりわけ 600万県民の健康を守るため、  
食品安全基本法の基に県民の健康の保持が実現できるものをこれから皆さんと一緒に作っ  
ていきたいと思います。
- ・ 千葉県は農業や漁業が盛んな生産県ですので、その方たちも含めて、安全なものがキチン  
と提供され、どこで食べても安心なものを提供していただきたいと思います。
- ・ 今は、鳥インフルエンザ、BSE や O157 等が私達の手の届かないところで起こっていま

すし、千葉県は、成田空港や千葉港があり、大きな輸入の入口ですので、そのことを考慮した、実現できる条例になれば良いなと思います。

(丸山委員)

- ・ 千葉県生協連で仕事をしております、丸山と申します。
- ・ 2点に絞って発言します。
- ・ 今まで食品の安全安心というと食中毒等のイメージが多かったが平成15年度県政に関する世論調査の結果によると食品の安全性に関する関心は大きく、輸入食品、遺伝子組換え食品、食品添加物、残留農薬、環境ホルモンといった非常に現代的な問題について、多くの消費者が不安を持っています。
- ・ BSEの問題がきっかけとなって安全基本法が作られた。いままで食品の安全は、女性等が中心で政治の世界ではマイナーなイメージがあったが、これをきっかけとして主要な政策課題として国でも取り上げられるようになり、地方分権という流れの中で、食品の安全安心は県政の中でも重要な政策課題の1つだと思います。
- ・ 国全体の食品行政が新たな方向に向かっている中で、県政の重要な政策課題として条例としてキチンと確立して将来的な方向性と展望を示すべきではないかということで、条例の必要性を確認すべきだと思います。
- ・ 次に、生産県という千葉県の特徴を条例の中にどのように活かしていけるのか。千葉県は600万県民を抱える大きな県であり、外国からも大量の食品が流通し、それが消費され、毎日繰り返されている。県民の保護、体制の面からも老人や子供に対して将来的な方向性を示すのが、この条例の基本的な役割ではないかと考えています。

(菊地委員)

- ・ 食の安全については、とても関心があります。私自身も身体が弱いほうなので、自分を守るためにも、家族のためにも食に関しては気を使っています。
- ・ 私は、調理師免許もあり、病院や保育所等につとめた経験もありますので、食は人を良くするもので大事なものだと思っています。
- ・ ぜひ県民のために良い条例であれば制定して欲しいと思います。

(大野委員)

- ・ 20年前から千葉に住んでいます。
- ・ 食に関しては、非常に関心をもって、子供たちにも安全なものと思い、子育てをしてきました。
- ・ あまりにも食の安全に不安を持つような事態が起こり、個人的に防衛するだけでは解決できない問題が多くなり、単に選ぶだけでは不十分だと思うようになってきました。
- ・ 安全だと言われても安心できないという状況になっています。安全な食の状況を残していくのは、次の世代を生んだ者の責任だと思います。
- ・ 実効性の高い安心条例を制定できるよう皆さんと一緒に努力したいと思っています。

( 辻委員 )

- ・ 食中毒の原因菌でも、最近いろいろな細菌がでてきたため、30年前の学生時代に勉強した食品衛生の知識とは全く違いとても困ってしまった。
- ・ 自分だけ注意しても仕方がない、子供はこれから外へ出て行きますので、どこで食べても安心な食品を食べていきたいということが1つの想いです。
- ・ 自給率は4割で、6割が輸入品で、その輸入品について考えていかなければならないと思います。輸入品について成田で見学した際に、検疫がとても簡単なのに驚きました。
- ・ 偽装表示の問題は、何を信じていいかわからなくなり、許せない行為だと思います。
- ・ 子供たちには食育が必要だと思います。正しい情報を伝える必要があります。わからないで食べるのとわかっていて食べるのとでは大きな違いがあるので、食育を取り組んだ条例が出来たら良いなと思っています。

( 西分委員 )

- ・ 大阪出身、千葉で暮らして21年になります。
- ・ 千葉県は第1次産業が広がっていますし、全国6位の消費者人口を擁し、他県にはない特色を持った千葉県で暮らしていることを今回改めて考え直しました。
- ・ この千葉県の特徴を守れるような維持できるような条例案が出来れば良いなと思い、この作業部会に応募しました。
- ・ 誰かが作るのではなく、出来るだけ多くの県民の声を取り入れながら、それぞれの立場で条例案について考えながら、作っていったらなと思います。

( 小山委員 )

- ・ 八街市で野菜を作っております小山です。
- ・ 前回のタウンミーティングでは、生産者の立場から自分の想いをお話させていただきました。
- ・ 生産者の立場から何が出来るか、言いたいこともたくさんでてくるとと思いますので、勉強しながら協力させていただきたいと思います。

( 藤ヶ崎委員 )

- ・ 千葉県農協中央会の藤ヶ崎と申します。
- ・ 食べる事は生きる事で大変な事ですので、県民が安心して食品を食べられるような、良い条例ができれば素晴らしいことだと思います。
- ・ 我々の食べている4割が国産で、6割が外国産です。輸入も輸出も含めて我々が安心できるような条例ができれば素晴らしいことだと思います。
- ・ 県条例の場合、各部各課のズレがなく、また、流通段階も含めてすべてが良い方向にいて、県民が安心して食べられるようになれば、素晴らしいと思います。

( 佐藤委員 )

- ・ 千葉県漁連の佐藤と申します。
- ・ 私の部署では特に生協関係の加工品等を取り扱っていますが、魚はよく食卓に上がる食品の1つで、国産もありますが、売れ筋は輸入ものであったり、最近では北朝鮮のものもあります。
- ・ 貝については、北朝鮮の問題は重大だと思えます。
- ・ 生協の会合では、組合員に表示が信用できないと言われることもあります。私たちは一生懸命やっていますが、言い方は悪いがどこでも売っているものがすべて正しいという安心が欲しいと思えます。また、安全面についても勉強してキチンとしたいと思えます。

(天野委員)

- ・ 食品の製造業の立場で出席させていただいています。
- ・ いままで食品の安全というと、生産・製造を中心に対策がなされていたと思えますが、平成15年に制定された食品安全基本法は、国や地方公共団体、食品に関わる事業者、消費者の役割も規定している画期的なものだと思えます。これを基本に条例を作っていくことが大切だと思えます。
- ・ もちろん我々は、製造ということに今も昔も大変な責任をもっていますが、残留農薬問題や添加物問題については、製造企業も被害者であるということもあります。
- ・ 安全を守るということは、すべてのものが一体となって意識を高めていかないと難しいと思えますので、製造・生産が中心ですが、それ以外に基本法を踏まえた形の条例ができれば良いと思えます。

(古明地委員)

- ・ 小さいころからの食に関する教育は、食の安全確保と併せ重要ではないかと思っています。
- ・ 千産千消を実施し、食品の移動が少なくなれば、二酸化炭素が減少するという話を他の講習会で聞いたことがありますので、それも重要ではないかと思えます。
- ・ 生産・製造・消費の3者が一体となってやっていける条例ができればと思います。

(田中委員)

- ・ 千葉三越の食品を担当しております田中と申します。
- ・ 消費者ではなくお客さまの立場にたった条例が、千葉県の風土になじんだお客様のための条例ができれば良いのかなと考えています。
- ・ 会社の中では、食品衛生の管理や安全管理などの委員もやっています。新しい条例に向けて協力させていただきたいと思えます。
- ・ 手前どもの店では、千産千消とかちばエコ農産物等にも力を入れているところであり、そういう物もこの条例の中で、拡販できるような条例ができればよいと思えます。

(魚住委員)

- ・ 千葉大の魚住です。私は、千葉県民としての意見、個人の意見もありますが、大学にいる者としての立場も考えて、厳格にキチンと議論していくというところで、できるだけ貢献



したいと思っています。

- ・ 私は、愛知県と北海道に長く住んでいてこの春から千葉県に来ましたので、千葉県は農業や漁業等の生産量が多く、全国的に上位にいることを改めて確認し、驚きました。
- ・ 他県の人々は、千葉県が農業や食品について、これだけ日本で影響力をもつ存在であることを知らないことと思います。
- ・ 千葉県は、事実として農業や漁業に関して日本で大きなウエイトを占めている訳ですから、千葉県の動きは、国や他県に対して、場合によっては大きなインパクトを与えるかもしれません。
- ・ こうした千葉県の資産を活かして、いろいろな意味で影響を与えられるような条例がつけられればよいのではないかと個人的には思っています。

(萩原副部長)

- ・ 千葉県は、生鮮品等特になんでもある土地柄で、一度事故がありイメージが崩れた場合、大変な被害をこうむると思います。
- ・ そういう意味ではこの条例、基本的には理念条例というように聞いていますが、実際の対策や規制と齟齬なく結びついていくことが大切ではないか。
- ・ もう1つは、安全安心であること事態が大きな観光の目玉になったり、地域作りの目玉になっていく時代ですし、今県が行っている観光振興の中にも含まれているので、千葉県らしさを入れていきたいとお話ですので、そのようなものが滲むような条例になればよいと思う。
- ・ もう1点は、条例を作って、安全安心なものを作っていきましょう、皆で消費して行きましょうという話をしたとしてもあたり前にとらえられて、せっかく条例を作る意味がなくなってしまうので、何らかの形で一般の皆さんにインパクトを与えるものにならなければいけない。
- ・ 条例案のネーミングにも少し工夫したらどうなのかな、県民の人にすぐわかってもらえるようなネーミングにも少し工夫したらどうなのかなと思う。

(丸山委員)

- ・ 1つは、基本的には食品安全基本法を千葉県でどのように活かしていくのかというところを、大きな方向性として確認していくべきではないか。
- ・ 条例は、法律の一種ですから非常に無味乾燥で味気ない、なかなか県民になじめないというイメージがありますが、女性にもなじめるような、一般の人にインパクトを与えるネーミングの工夫が欲しい。
- ・ 私案のキャッチフレーズですが、将来的に目指すのは「いつでもどこでも誰でも安心して食品が購入できる千葉県」、あるいは先ほど観光の話がありましたが、「いつでもどこでも誰でも安心して食べられる千葉県」というようなキャッチフレーズや文言をできるだけ入れていく。
- ・ もう1つ大事なことは、具体的にいろいろな不安を持っている例えば添加物や化学物質の問題等を条例の中に組み入れていくというか、表現していくという事が身近に感じる、

インパクトを与えるということで重要ではないか。

- ・ 他県の条例を見てみますと、条例という枠組みの中にそのようなことを入れるのは、技術的に法律論的に難しいこともあると思いますが、前文のようなものをつけて、憲法の前文のような雰囲気や決意や方向性を宣言するとか、あるいは条例そのものには盛り込めなくても条例を作るに当たっての宣言、声明を盛り込む等の工夫ができるのではないかと、そのような知恵をみんなで出しあって、タウンミーティングででた生の声、言葉をできるだけ盛り込むような工夫をしていけたらと良いと思っています。

### フリートーキングのまとめ

(伊藤部会長)

- ・ 食品安全基本法をベースにする、参考にするというご意見がありました。
- ・ これから進めていくにあたって基本法の考え方や仕組みを参考にしながら理論を展開していくことがよろしいかなと、皆様のご意見を伺いながら思いました。
- ・ 県で言えば生産者、食品関連事業者、行政の責務や役割、県民の役割、県の施策についてもパブリックコメント、リスクコミュニケーションを条例の中で明らかにしていくとか、情報の提供や意見交換、千葉県らしい条例のあり方、作り方の3つぐらいに分けて次回以降検討を進めていく。
- ・ 大きく分けると、関係者の責務、情報交換、条例の在り方、の3つかなと思います。
- ・ これを追加したらどうかとか、これはどこに入るのかとかそんなご意見があれば・・・
- ・ 大きなくくりですので、最後の条例の在り方の中には、全て入ってしまうのかもという気もしますが、次回以降の進め方についてですが、今申し上げたような3つぐらいでいかがかなと思います。
- ・ 何か今のことに関連して、又は全然別のことで何かありますか？

### 今後の予定についての質問

(伊藤部会長)

- ・ 特に、質問もないようですので、次回以降について、事務局で何か予定をお持ちでしょうか？

(事務局)

- ・ 次回の開催予定でございますが、資料1の11ページでございますように最低でも6回の開催を予定しております。
- ・ また、今回は7月14日木曜日、3回目は7月下旬、4回目は8月下旬、5回目は9月上旬、6回目は9月下旬を予定しております。
- ・ 詳細は、調整のうえ文書で、ご連絡させていただきたいと考えております。
- ・ 今後もできるだけ多くの委員の出席をいただいで検討していただきたいとかがえております。つきましては、日中の開催も含め、皆様のご都合を伺いたしたいと思います。

(伊藤部会長)

- ・ 15人全員で協議した方が良いと思いますので、そのためのご提案かと思いますが、いかがでしょうか？
- ・ 日にちと時間さえ決めれば、ご都合をつけていただけるとのご理解でよろしいですか？

(事務局)

- ・ 7月14日木曜日の午後2時からの開催でいかがでしょうか？

(伊藤部会長)

- ・ 次回は、7月14日木曜日の午後2時からでよろしいでしょうか？
- ・ これから回を重ねていくと、いろいろな意見交換ができると思いますが、亀井理事のあいさつでは、9月頃でしたか？

(事務局)

- ・ 9月下旬までには、まとめをいただきたいと思っております。

(伊藤部会長)

- ・ そのような予定で進めさせていただきたいと思います。

(西分委員)

- ・ タウンミーティングは、5月末と8月末の2回だけということですか？

(事務局)

- ・ 7月中旬に千葉地区でタウンミーティングをされるような情報も入っております。
- ・ 8月下旬に北総地区から声が上がっております。

(西分委員)

- ・ その実行委員会の構成については、この作業部会で決めるのでしょうか？

(事務局)

- ・ 北総の生産者とか製造加工とか興味を持っておられる団体や企業の方々から、タウンミーティングの実施の声があがっています。
- ・ 早々に時間場所等決まるべく、情報交換をしております。

(山田委員)

- ・ 実際には7月にはどの辺までの論議になるのか、全体的なイメージとして、どの辺の何を議論するのかわかれば、勉強したいので教えていただければと思います。

(事務局)

- ・ 先ほど皆さんでまとめた論点は、関係者の役割、リスクコミュニケーション、条例の方向

性という大きな3点に絞られました。

- ・ 次回から具体的には、関係者の役割、リスクコミュニケーションの枠に入ると思います。
- ・ 県民参加の推進、情報の共有とか相互理解のあり方とか施策や取り組みの総合的な計画的な推進はどうあるべきか、そういう内容について2回3回と論点整理、まとめられればと思っています。
- ・ そのために必要な資料は、こちらで準備も整理もさせていただきたいと思います。

(大野委員)

- ・ その資料に関しては、郵送されてきて、事前資料として手元に届くのでしょうか？

(事務局)

- ・ はい、そのような方法も考えております。

(大野委員)

- ・ ぜひ、そうしていただきたいのですが・・・

(事務局)

- ・ 皆さんと事務局との連絡方法については、整理させていただきたいと思います。

(伊藤部会長)

- ・ 今のように課題ごとに、意見交換をしていけたらと思いますので、よろしく願いいたします。
- ・ それでは、以上をもって、議事を終了といたします。 ありがとうございました。